

5 監査公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、愛知県知事から財政的援助団体等監査の結果（令和 5 年 1 月 31 日 5 監査公表第 1 号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和 5 年 8 月 4 日

愛知県監査委員 前 田 貢  
同 川 上 明彦  
同 山 内 和雄  
同 高 桑 敏直  
同 近 藤 裕人

対象団体	是正又は改善を必要とする事項	措 置 の 内 容
<p>公益財団法人愛知公園協会</p>	<p>○指摘事項 【指定管理者業務における管理物品（県有物品）の管理が適切に行われていなかったもの（合規性）】 愛知県児童総合センターの管理に関する基本協定において、指定管理者（公益財団法人愛知公園協会（以下「協会」という。））は、管理物品（県有物品）について適正に管理し、常に良好な状態に保たなければならないとされている。 協会は、管理物品（県有物品）であるスライド映写機が故障した際、修理費用を見積もらせるため業者に預けたが、修理に必要な部品の調達の見込みが立たないまま、長期にわたり、定期的な現物確認を行わずに預け続けていた。 その後、協会は、部品の調達の見込みが立たなかったことから、修理を断念せざるを得ないと判断したにもかかわらず、当該スライド映写機を県に返還する手続を怠り、結果として、業者に返還を求めるまでの間に、当該スライド映写機は業者によって誤って廃棄されていた。 本来であれば、協会は、業者に当該スライド映写機を預けている間、定期的に現物確認をする等、適正に管理すべきであった。また、期限を設けて修理の可否を判断し、修理できないと判断した場合は、速やかに県と協議した上で、当該スライド映写機を返還すべきであった。</p>	<p>県は、指定管理者が業者へ修理に出している物品の品名、預入日、戻入日等を明記する物品預入管理簿を作成し、指定管理者が物品を業者へ修理に出す際は、当該管理簿を用いて適切に管理するよう通知した。 また、法人において、次のとおり対応した。 修理などで業者に預けている物品も含め、年 1 回の全ての現物確認の徹底を図るとともに、物品預入管理簿を業者と双方で所持し、変動があった場合は、互いに情報共有することとした。</p>
<p>公益財団法人愛知県スポーツ協会</p>	<p>○指摘事項 【職員の通勤手当において支給誤りがあったもの（合規性）】 公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）では、通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員に対して通勤手当を支給することとしている。 しかし、新規に採用した職員が、交通機関を利用し、かつ、片道 2.3km の区間で自転車を使用する通勤届を提出したにもかかわらず、協会は、自転車を使用する区間の認定を失念したため、令和 3 年 4 月から令和 4 年 9 月までの同手当 43,200 円が支給不足となっていた。</p>	<p>法人において、次のとおり対応した。 支給不足となっていた通勤手当 43,200 円については、令和 4 年 10 月 14 日に支払を完了した。 再発防止策として、通勤手当認定時に通勤経路に交通機関を利用し、かつ、片道 2km 以上の区間で自動車等の使用がないかの確認を複数の職員で行うことにより、チェック体制を強化した。</p>